

## 狛江市教育委員会第10回定例会会議録

日 時 令和4年10月21日（金）16:00～16:45

場 所 防災センター4階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 上田 智弘 学校教育課長 植木 崇晴

社会教育課長 鎌谷 京子 公民館長 浅井 信治

傍 聴 1名

### 1 審議事項

- (1) 議案第34号  
狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第35号  
狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第36号  
狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第37号  
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第38号  
狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

### 2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

- (1) 令和5年度学童クラブの待機児対策について

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(6)
- (3) 令和3年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について
- (4) 狛江市立公民館運営審議会答申(狛江市立公民館事業評価の実施について)について

教育長

ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第10回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、小川委員を指名します。それでは、議事日程に従って、議事を進めます。

教育長

付議案件（1）議案第34号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正等に伴い、所用の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、第8回教育委員会定例会の議案第29号「令和4年第3回定例会における議決事件に対する意見聴取について」で承認いただいた事項に関連して、令和4年狛江市議会第3回定例会において、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が可決され、学校運営協議会委員の報酬額が条例の別表に規定されたことに伴い、第8条に規定していた「報償」を削除するものです。

また、「地方公務員法第3条第3項第2号」に規定されている特別職の地方公務員に位置付けられることや、協議会の議論の中で、児童生徒の個別具体的なケース等に話が及ぶことも想定されることから、第8条に新たに「守秘義務等」を規定しています。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第34号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（１）議案第34号を承認します。

付議案件（２）議案第35号「狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は指定校変更の許可に関し、必要な条件を付すこと等、所要の改正を行うものです。

なお、付議案件（３）議案第36号「狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」も関連する事項ですので、一括して審議します。本件は区域外就学の許可に関し、必要な条件を付すこと等、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、児童生徒の指定校変更及び区域外児童生徒の受入れの許可に関し、必要に応じて条件を付すことができる規定を追加するとともに、様式を改めるものです。

狛江市では、地域と共に子どもを育てる教育を進めていることから、原則、住所により就学校を指定する「指定校制度」となっています。また、市立学校へ就学する児童生徒は、市内に住民登録、又は居住実態のある者になります。ただし、特に事情があり、配慮を要する者については、指定校変更及び区域外就学の許可を行っているところです。

しかしながら、両規則について、許可に当たって条件を付すことができる規定がないことから、許可後に問題が発生、発覚した場合でも、教育委員会が介入、改善することが困難となる状況も見受けられるところです。

そのため、指定校変更及び区域外就学を許可する際、児童生徒の通学や生活上の安全の継続が担保されるよう、必要がある場合には条件を付すことができることとする様式改正を行うとともに、両規則の第5条「許可の取消し」について、「許可に際し付した条件が守られない場合」を追加しています。

なお、いずれの規則も、公布の日から施行いたします。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 具体的にどんな問題があって、今回の改正につながったのかを教えてください。  
また、議案第35号と議案第36号のどちらにも「付した条件が守られない場合」という文言がありますが、どんな条件を付することが想定されるのかを教えてください。

学校教育課長 徒歩又は公共交通機関の利用という申請された通学方法がお守りいただけないといったケースが挙げられます。付した条件に関しては、例えば、学年途中で市内転居し、現に通学している学校に引き続き通学を希望する場合、徒歩又は公共交通機関を利用して通学していただくという条件が想定されています。

佐藤委員 改正の趣旨は通学する児童生徒の安心安全を確保するためであるということをしっかり伝えていただきたい。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第35号「狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則」及び、付議案件（3）議案第36号「狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（2）議案第35号及び付議案件（3）議案第36号を承認します。

付議案件（4）議案第37号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、給食試食会等の参加者の給食費の額及び給食費の納付期限について、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、改正点が2点あります。1点目は、第4条「学校給食費の額」についてです。教育委員会が主催する給食試食会等の参加者の学校給食費の額について、その都度教育長が別に定めることとするものです。令和2年度の給食費の公会計化以降、コロナ禍においては大規模な給食試食会の実施は見合わせてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の状況や、市民の皆様には、給食事業を広く知っていただくことの重要性に鑑み、給食の試食会を計画したいと考えており、試食会における給食費の徴収に際して、必要な事項を定めるものです。

2点目は、第6条「学校給食費の納付」についてです。これまで、3月分の給食費は、2月分と併せて2月末日を納付期限としていましたが、3月末日に変更するものです。給食費の徴収に当たっては、年間の給食費の調整事務を2月に実施し、2・3月分としてまとめて2月末日に請求していましたが、コロナ禍において、2月の調整算定後にも学級閉鎖等に伴う児童生徒の欠食が生じ、多数の給食費還付事務が発生する恐れがあります。そのため、事務の効率化とともに、できる限り保護者等への給食費還付が発生しないよう、年間の給食費の調整事務を3月に後ろ倒しし、3月分を3月末日に請求できるよう規定を改めるものです。

なお、本規則は、公布の日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 給食の試食会を計画しているとのことですが、既に決まっている予定があれば教えていただきたい。

学校教育課長 11月13日に開催される狛江市民まつり当日、狛江第一小学校で給食試食会を実施する予定です。

森委員 当日のメニューは既に決まっているのでしょうか。また、当日のアレルギー対

策も教えてください。

学校教育課長 当日は揚げたゴボウの「カミカミ丼」という歯ごたえを味わっていただく献立となり、豚汁等も予定しています。アレルギー対応食については、普段の小中学校の給食では、アレルギー除去の対応を行っていますが、11月13日の試食会では、アレルギー除去の対応は行わない予定です。

なお、食物アレルギーの事故防止のため、使用する食材については、詳しくお知らせしています。

森委員 市民まつりは多くの市民が楽しみにしている大きなイベントになりますので、ぜひこの機会に、狛江市の安全で美味しい給食を皆様に知っていただければと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（4）議案第37号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（4）議案第37号を承認します。

付議案件（5）議案第38号「狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程」について、審議します。本件は、「狛江市文書管理規則」の全部改正に伴い、所用の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、市長部局において、「狛江市文書管理規則」の全部改正が行われたことに伴い、所用の改正を行うものです。改正内容は、引用している規則番号を改正するものとなっております。なお、本規則は、「狛江市文書管理規則」

の全部改正の施行日に併せ、令和5年3月1日から施行することを付則で規定しています。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

教育長                    他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（5）議案第38号「狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長                    それでは、付議案件（5）議案第38号を承認します。

次に、行政報告（1）「令和5年度学童クラブの待機児対策について」、報告を求めます。

学校教育課長            学童クラブの待機児童数について、令和3年度の13人から令和4年度は151人に増加しており、特に待機児童数が多い狛江第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校区域での待機児童解消が課題となっています。このことから、令和5年度は資料のとおり、短期的対策を行っていくことを10月11日の庁議において、市として決定しましたので、報告させていただきます。

1点目は、和泉小学校放課後クラブの定員拡充です。現在、新型コロナウイルス感染症対策として、和泉小学校放課後クラブの実施場所に隣接するランチルームも活用し、2室で放課後クラブを運用している状況ですが、令和5年度も引き続き使用するとともに、1室のレイアウトを変更し、定員50人を70人に拡充します。

2点目は、狛江第二中学校の屋内運動場の特別活動室を活用した「こどもクラブ」の実施です。現在、狛江第三小学校及び狛江第六小学校区域において、民間

の学童クラブの設置に向けて、保育事業者と子ども家庭部で別途調整をしているところですが、先行して、狛江第三小学校及び狛江第六小学校区域内にある狛江第二中学校の施設を活用して、「(仮称) 猪方こどもクラブ」として学童事業を委託、開設することで、施設整備前に40人の児童を受け入れるというものです。開設時間等は、学童保育所と同様とする予定です。

なお、子ども家庭部と教育部で連携し、校長等、学校関係者との事前調整、説明を行っており、理解をいただいております。また、来年度の夏には、狛江第二中学校の校舎改修工事も予定されておりますが、関係各課と連携し、児童の安全確保に努めてまいります。

教育長                    それでは、行政報告に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員                狛江第二中学校内に定員40人の時限的なこどもクラブを開設することについて、検討の体制や状況をもう少し詳しく教えてください。また、具体的な時限と民間委託の検討状況も教えてください。

学校教育課長        待機児対策について、市としても重要な課題の一つと認識していることから、全庁的かつ組織横断的な検討を進めるために、子ども家庭部が事務局となり、副市長を本部長、関係部・課長で構成する「狛江市待機児対策推進本部」において、毎年度既存施設の活用や、施設の新設等の対策について、検討しております。また、子ども家庭部と民間事業者が新しいこどもクラブについて、開設の準備を進めており、狛江第二中学校の特別活動室を使用する時限としては、令和5年度末までと伺っています。

小川委員                狛江第二中学校内に設置されるこどもクラブの利用者は、小学校低学年の児童が中心であると思われ、中学生とは体格や行動が異なる子どもたちが同じ敷地内で交錯することになります。けがや事故が起こらないように留意していただきたい。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、次に事務報告を受けます。事務報告（１）「狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について」、報告を求めます。

学校教育課長 令和４年10月１日付けにて、狛江市教育委員会事務局等の職員の人事異動を発令しました。詳細は資料を御覧ください。

教育長 次に、事務報告（２）「学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（６）」について、報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。なお、いずれの学校においても、学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。

教育長 次に、事務報告（３）「令和３年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について」、報告を求めます。

学校教育課長 令和３年度の給食費の納入状況について、詳細な数値は資料のとおりですが、給食費全体としての収入率は99.0%となり、前年度の98.4%から0.6ポイント上昇しています。

なお、令和３年度は、学校給食費の公会計化移行に伴い、平成31年度以前の債権について、狛江市債権管理条例に基づく財政課への引継ぎを初めて実施し、財政課による郵送及び訪問催告を実施しました。残念ながら回収に至らなかった対象債権につきましては、民法145条及び狛江市債権管理条例第7条により債権放棄し、不納欠損処理を行いました。

今後も徴収率向上を目指し、引き続き滞納者の方には丁寧に説明し納付を促していくと同時に、督促・催告に応じていただけない長期・高額滞納者の方に対しては、他自治体の取組みを研究し、回収策を強化していきたいと考えています。

教育長 次に、事務報告（４）「狛江市立公民館運営審議会答申（狛江市立公民館事業評価の実施について）について」、報告を求めます。

公民館長 公民館事業につきましては、第三者の視点に立った公正かつ中立的な外部評価が必要であるという観点から、令和３年度より公民館運営審議会による評価を実施しております。

公民館長からの諮問に対し、令和４年９月２７日付けで、公民館運営審議会から「狛江市立公民館事業評価の実施について」、答申をいただきました。今年度は、６つの事業に対して評価していただきましたが、各事業に対する主な課題や総合評価について説明いたします。

少年事業「子ども・初心者のための囲碁教室」につきましては、社会教育の視点から、囲碁の打ち方やルールといった技術面だけではなく、相手へ敬い方や囲碁の歴史といった教養面も講座に盛り込むこととの指摘をいただいています。

「チャレンジ青年学級」につきましては、学級生の固定化・高齢化が見られるため、新規の学級生が参加しやすくなるような環境づくりに対して指摘をいただいています。

成人学習事業「市民ゼミナール」につきましても、参加者の固定化・高齢化が見られるため、テーマ選定や募集方法、講師等を含め、改めて事業内容の見直しを検討するよう指摘をいただいています。

女性セミナーの「いきいき子育てルーム」につきましては、参加者の高い満足度やその効果から、全体的に高い評価をいただきましたが、周知方法や環境づくりに対して指摘をいただいています。

女性セミナー「子育てについて考える」につきましては、他部署でも類似事業を実施していることから、当該事業との棲み分けや公民館で実施する意義、また周知方法や開催時期の運用について、改めて検討するよう指摘をいただいています。

最後に、「日本語教室事業」につきましては、その必要性や参加者からの満足度

から、非常に高い評価をいただきました。また、インターネットを活用したオンライン教材の利用やリモート授業の実施について、引き続き注力するように助言をいただきました。

本事業評価で意見や指摘のあった課題や改善点等につきましては、来年度の予算要求や今後の事業運営に活かしていきたいと考えています。

教育長                    それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員                事務報告（４）について、事業評価の意見や指摘事項等を踏まえ、来年度の予算要求や今後の事業運営に活かすとのことですが、現時点で対応を検討していることがあれば教えてください。

公民館長                女性セミナー「いきいき子育てルーム」及び「子育てについて考える」については、今後の方針として、子ども政策課といった他部署と適宜情報交換し、周知の工夫や、内容の差別化等を図っていきたいと考えております。

「日本語教室」については、今後の課題として、子どもの見守りスタッフの確保について指摘がありましたので、試験的ではありますが、指導ボランティアの職員体制に役割分担の工夫を加え、改善に取り組んでいるところです。

小川委員                近年、囲碁や将棋等は、子どもの習い事として再び注目を浴びています。ぜひ引き続き、多くの幅広い年齢層の新たな参加希望者の申込みを期待できる少年事業や、成人学習事業と女性セミナーを開催していただきたい。

佐藤委員                公民館事業は、概ね非常に良い評価で、様々な事業が充実していることが分かりました。成人学習事業の市民ゼミナールは「狛江市の今後について意見交換を行う」を事業目的とし、その達成度の評価がAになっています。ここで話し合われたことが、どのような形で具現化されていくのか、又は具現化につなげていこうと考えられているのかを教えてください。

公民館長 市民ゼミナールについては、実際に公民館に対して、答申するというような講座とはなっておりませんが、参加者同士がテーマに沿って意見交換を行い、地域の課題に対して、共有認識をするとともに、各自の課題解決に向かって取り組んでいただくことを目指しております。

佐藤委員 現状は分かりました。今後市民ゼミナールで意見交換されたことが結果的に狛江市のまちづくりや施策に反映される形につながっていくと良いと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、他にその他連絡事項はありますでしょうか。

社会教育課長 狛江市立古民家園内主屋の茅葺屋根の葺き替え工事についてです。古民家園内に移築復元されております、市指定文化財旧荒井家住宅主屋につきましては、狛江地域の歴史や伝統的な生活様式を伝える貴重な民家建築として、公開・活用しておりますが、移築・復元から約20年が経過し、茅葺屋根の傷みが激しくなってきたことから、全面的な葺き替えを実施することになりました。

これまでも茅葺屋根の部分的な修繕は行ってきましたが、全面的な葺き替えは、今回が初めてとなります。伝統的な古民家の景観を維持するため、また、貴重な古民家を将来に向けて継承していくためにも、柱や梁といった建物本体に影響が出ないうちに茅葺屋根の葺き替えを実施したいと考えております。

葺き替え工事は、令和4年11月14日（月）から令和5年3月初旬までを予定しております。この間、主屋内と主屋の周りを中心に園庭の大部分には立ち入ることができませんが、長屋門周りは見学が可能であること、また葺き替え作業の様子が見学可能であること等から、民家園は通常通り開園したいと考えています。また、葺き替え工事の進捗状況に併せて、葺き替え工事の解説・見学会等を実施していく予定です。

なお、葺き替え工事の経費の一部に充てるため、ガバメント型クラウドファン

ディングを実施いたします。クラウドファンディングでは、目標金額を工事費用の約1割である200万円に設定し、期間は葺き替え工事に併せて、11月15日から90日間を予定しております。

茅葺屋根の葺き替え工事の完成後、3月下旬には、葺き替え工事の完成のお披露目と開園20周年を兼ねた記念行事を、実行委員会形式で実施する予定です。工事の進捗状況にもよりますが、現在のところ、こまえ桜まつりと同日程の3月最終の土曜日あるいは日曜日を予定しております。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和4年狛江市教育委員会第10回定例会を閉会します。